

5 特別職の報酬等の状況

(1) 報酬等及び期末手当（令和5年4月1日現在）

市長や議員などの特別職の報酬等は、市内の公共的団体等の代表者などによる特別職報酬等審議会の答申をもとに、市議会の議決を経て定めています。

市長及び副市長には給料、地域手当、期末手当及び退職手当が、議長、副議長及び議員には報酬及び期末手当が支給されます。

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 長	1,200,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額 1,599,000 円／ 500,000 円
	副 市 長	950,000 円	1,285,000 円／ 841,500 円
報 酬	議 長	1,030,000 円	1,179,000 円／ 779,000 円
	副 議 長	920,000 円	1,061,000 円／ 703,000 円
	議 員	830,000 円	953,000 円／ 648,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和4年度支給割合) 3.30月分	
	副 市 長		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合) 3.30月分	
地 域 手 当	市 長	給料月額の16%	
	副 市 長		

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

市長及び副市長には、給料、地域手当、期末手当のほかに、退職手当が支給されます。議長、副議長及び議員には退職手当は支給されません。

区 分	算定方式	1 期の手当額	支給時期
市 長	1,200,000 円×在職月数×52/100	29,952,000 円	任期ごとに支払う。
副市長	950,000 円×在職月数×38/100	17,328,000 円	任期ごとに支払う。

(注) 退職手当の「1 期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。